

○瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等修学資金貸与条例

平成26年3月20日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、瀬戸内市立瀬戸内市民病院(以下「市民病院」という。)に勤務する意思を有する者で、看護師及び医療技術職員(以下「看護師等」という。)を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学するものに対し、修学資金を貸与することにより、看護師等の確保を図り、もって市民病院の看護体制等の充実を図ることを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる養成施設(以下「貸与対象施設」という。)に在学する者で、卒業後に看護師等として市民病院に勤務する意思を有し、かつ、同種の貸与金を他の者から借り受けていないものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所
- (2) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号に規定する学校又は診療放射線技師養成所
- (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号に規定する学校又は臨床検査技師養成所
- (4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号に規定する学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号に規定する学校若しくは作業療法士養成施設
- (5) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号に規定する学校又は臨床工学技士養成所
- (6) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号に規定する学校又は言語聴覚士養成所

(貸与の額等)

第3条 修学資金の貸与の額は、月額50,000円とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、貸与を決定した日の属する月から貸与対象施設を卒業する日の属する月までとする。
- 3 貸与した修学資金には、利息を付さないものとする。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める管理規程(以下「規程」という。)の定めるところにより管理者に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人(当該申請者と連帯して債務を負担する者をいう。)2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立して生計を営む成年者で、かつ、修学資金等の返還の責を負うことができる程度の資力を有するものでなければならない。

(貸与の決定)

第6条 管理者は、第4条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、貸与の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(貸与の決定の取消し)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する貸与の対象の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認めるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が修学資金を貸与することが不適當であると認めるとき。

(貸与の休止)

第8条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を休止することができる。

- (1) 学業成績が著しく不良となったとき。
- (2) 貸与対象施設を休学し、又は貸与対象施設から停学の処分を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が修学資金を貸与することが不適當であると認めるとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して修学資

金の貸与を受けた期間(前条の規定により修学資金の貸与を休止された期間を除く。)に相当する期間(以下「貸与期間」という。)内に規程で定めるところにより修学資金を返還しなければならない。

- (1) 貸与を受けている期間中において修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (2) 第7条の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (3) 貸与対象施設を卒業したとき。

(返還の猶予)

第10条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、その事由が継続する期間に限り、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 貸与対象施設に在学しているとき。
- (2) 看護師等として市民病院に勤務する者(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)であるとき。
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると管理者が認めるとき。

(返還の免除)

第11条 管理者は、借受人が貸与対象施設を卒業後、看護師等として市民病院に勤務する者となった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還債務を免除するものとする。

- (1) 市民病院への勤務の期間が貸与期間に達した場合 全額
- (2) 市民病院への勤務の期間が貸与期間に満たなかった場合 規程により算定した勤務の月数に50,000円を乗じて得た額

2 管理者は、借受人が市民病院で従事した業務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができない等やむを得ないと認める事由により修学資金を返還することができなくなったときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第12条 借受人が正当な事由なく第9条に規定する返還期限までに修学資金を返還しなかったときの延滞利息については、瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第57号)第5条の規定を準用するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。